

## 禁煙外来サポート制度で社員の「卒煙」を支援

能瀬精工株式会社は2021年12月6日より、禁煙を検討する社員に対し、禁煙外来サポート制度を始めました。

当社では以前から、オフィスエリアにおける禁煙を実施していましたが、2020年4月の改正健康増進法施行に伴い、休憩室を含むすべてのエリアを屋内禁煙としました。喫煙場所の減少やたばこ税の増税により、禁煙に踏み切る人は増加傾向にあると考えられます。当社では、禁煙外来治療を希望する社員に対し、上限2万円まで禁煙外来治療（ニコチンパッチコース）の受診費用の補助を実施しています。

禁煙外来サポート制度による卒煙支援で、喫煙者本人の健康被害や病気の予防、生産性向上を促すことを目指しています。

今後も健康経営を推進するため、社員の健康支援に積極的に取り組んでまいります。

以上